

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成29年11月28日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀

委員 戸上健

委員 尾崎幹

議長 浜口一利

副委員長 山本哲也

委員 坂倉広子

委員 坂倉紀男

副議長 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 濱口博也

書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午前 9時57分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、平成29年12月1日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。

総務課寺田です。よろしくお願いします。

それでは、平成29年12月1日会議に提出をいたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

今回の議案は、平成29年度一般会計、特別会計と補正予算議案7件、第22号から第28号でございます。それと条例議案1件、その他の議案2件の計10件と報告1件の合計11件を上程いたします。また、追加議案としまして、12月21日に平成29年度一般会計補正予算議案1件と条例議案1件の計2件を予定しております。追加議案につきましては、給与改定の分でございます。

それでは、12月補正予算の概要1ページのほうをごらんください。

補正予算の規模でございます。よろしいでしょうか。

平成29年度一般会計補正予算(第7号)は、ふるさと納税寄附金や種苗放流事業寄附金の基金積立金で1億130万円、離島振興事業で50万8,000円、地域振興事業で8,648万8,000円、移住・定住促進事業で32万4,000円、急傾斜地崩壊対策事業で120万円のほか、消防車両等整備経費で98万2,000円、文化財保護事業で628万2,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は116億1,630万円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業で725万4,000円、定期航路事業で1,950万円を計上するなど、補正後の特別会計予算額は74億6,785万4,000円となります。

また、水道事業の企業会計におきましては603万5,000円を減額し、補正後の企業会計予算額は17億1,047万5,000円となります。

それでは、補正予算書の1ページのほうをごらんください。

議案第22号、平成29年度鳥羽市一般会計補正予算(第7号)でございます。

平成29年度12月補正予算は歳入歳出それぞれ2億4,170万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を116億1,630万円とするものでございます。

補正予算書の5ページのほうをお願いします。

第2表地方債補正としまして、起債の目的や急傾斜地崩壊対策事業負担金で限度額120万円、それから文化財保存推進事業で限度額170万円、合計290万円の追加補正を行っております。

次、すみません、補正予算の概要をごらんください。概要の4ページのほうをお願いします。

主な事業の内容ですけれども、4ページの上から2番目です。基金(積立金)、企画財政課分で補正予算額1億円でございます。ふるさと納税の寄附件数、寄附金額が当初の想定を上回り急増していることから、寄附

見込みに合わせて増額補正を行います。平成29年度ふるさと納税寄附金見込み額は6億円としております。次に、その下の基金（積立金）、農水商工課分で、補正予算額が130万円でございます。種苗放流事業への寄附金をふるさと創生基金に積み立てを行います。

次に5ページの一番上です。ふるさと納税推進事業で補正予算額が8,648万8,000円でございます。ふるさと納税の寄附件数、金額が急上していることから、特産品等の返礼に係る報償費及び鳥羽市観光協会への手数料を増額補正しております。

次に、その下の鳥羽への移住・定住応援事業で、補正予算額が32万4,000円でございます。結婚30年目は真珠婚式であり、来年は平成30年と節目の年となっております。この機会に真珠養殖発祥の地として、鳥羽の誇りと文化について認識を深めていただく機会として、1月から婚姻届を提出された市民に対し、婚姻のお祝いとして真珠製品を贈るための報償費の補正を行います。

次に、その下の過年度国庫支出金等返還金で、補正予算額が3,347万8,000円でございます。平成28年度実績に基づく国庫負担金等の清算による超過額を返還いたします。

次に、飛んでいただきまして8ページのほうをお願いします。

8ページが一番下でございます。急傾斜地崩壊対策事業で、補正予算額が120万円でございます。県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において行う防止工事に当たり、事業費の10%を受益者負担金として県へ納付するための補正を行っております。

次に、9ページの上から2番目です。

消防車両等整備維持管理経費で補正予算額が98万2,000円でございます。台風21号により冠水した道路を走行した際、消防ポンプ自動車のエンジンが破損したことから修繕に係る費用を補正しております。

次に10ページのほうをお願いします。10ページが一番上でございます。

文化財保存推進事業で補正予算額が628万2,000円でございます。旧鳥羽小学校校舎は、平成26年から国庫補助事業を活用して、保存活用計画や実施計画を実施しており、保存のための必要な耐震工事に係る経費を補正いたしております。

次に、補正予算書のほうの41ページをお願いします。

議案第23号、平成29年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出ともそれぞれ372万1,000円を増額し、補正後の総額を35億6,562万1,000円とするものでございます。補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費のほか、平成30年度からの国保県域化に伴うシステム改修経費を計上しております。

次に、補正予算書の47ページのほうをお願いします。

議案第24号、平成29年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出ともそれぞれ725万4,000円を増額し、補正後の総額を26億2,725万4,000円とするものでございます。主な補正内容としましては、平成28年度国庫負担金等の実績に基づく清算で算定された超過額を過誤納償還金として計上しております。

次に、補正予算書の55ページのほうをお願いします。

議案第25号、平成29年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出ともそれぞれ1,950万円を増額し、補正後の総額を6億950万円とするものでございます。補正の内容としましては、船舶修繕に係る船員の時間外勤務手当の不足のほか、船舶に係る燃料費価格上昇による燃料費の不足及び修繕必要箇所増加による修繕費の不足、また、神島港湾監視カメラ改修費などを計上しております。

次に、補正予算書の65ページのほうをお願いします。

議案第26号、平成29年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出ともそれぞれ52万2,000円を減額し、補正後の総額を1億4,207万8,000円とするものでございます。補正内容としましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

補正予算書の71ページのほうをお願いします。

議案第27号、平成29年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出ともそれぞれ310万1,000円を増額し補正後の総額を5億2,340万1,000円とするものでございます。内容としましては、人事異動に伴う人件費のほか、保険料の過誤納金に係る還付金及び還付加算金を計上しております。

次に、水道事業の鳥羽市企業会計補正予算書、こちらのほうをごらんください。こちらの1ページのほうをお願いします。2枚ほどめくっていただいたところです。

議案第28号、平成29年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。こちらの収益的収入及び支出の補正というところで、収益的収入で16万2,000円を減額補正し、補正後の金額を13億5,138万2,000円、それから収益的支出で603万5,000円を減額補正し、補正後の金額を10億9,446万5,000円とするものでございます。また、その下のほうですけれども、資本的収入、2ページになりますのでお願いします。資本的収入では、366万6,000円を減額補正し、補正後の総額を3億7,660万7,000円とするものでございます。補正の内容としましては人事異動に伴う人件費のほか一般会計補助金の減額を計上いたしております。

それでは次に、提出議案の概要のほうをごらんください。

議案第29号でございます。鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な内容ですけれども、非常勤職員の子供が1歳6カ月に達した時点で保育所に入所等できない場合に、申し出により育児休業期間を最大2年まで延長することができることの改正を行います。

次に、議案第30号、市の区域に新たに生じた土地の確認についてでございます。

答志漁港における漁港改修事業に係る公有水面埋め立て工事により新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の3ページのほうをお願いします。

1の確認地というところです。（A）のところでは4,407.01平米、それから（B）のところでは8,240.12平米、（C）のところでは3,161.04平米となっております。位置図につきましては、5ページのほうでございます。5ページの上あたりの答志漁港と書いてあるところが（A）（B）（C）の位置図となっていて、8ページにその位置図の詳細のところを書いてございますので、ごらんください。

次に、議案第31号でございますけれども、字の区域の変更について、議案第30号において生じた土地を以下の字に編入、その区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の6ページのほうをお願いします。1ですけれども、ここは(A)の土地4,407.01平米を字碁石浜に編入をいたします。次に、その下の2のところですが、(B)の土地8,240.12平米を字大答志に編入をいたします。それから、議案書の7ページのほうをお願いします。3のところですが、(C)の土地3,161.04平米を字蜻蛉に編入をいたします。

最後に報告第11号でございます。議案書9ページでございますけれども、専決処分した事件の報告について、自動車人身事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

議案書の11ページのほうをお願いします。

損害賠償の原因というところでございますけれども、平成29年7月19日午後1時40分ごろ、市道岩崎樋ノ山線鳥羽錦町郵便局前において、公用車で走行中、路肩へ停車した前方車両を追い越そうとした際、当該車両の前方から右側へ移動しようとしていた相手方の原動機付自転車と接触し相手方を負傷させたので、市はその損害について和解し、賠償いたしました。損害賠償額は79万9,897円で相手方は記載のとおりでございます。

以上で、平成29年12月1日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願います。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 事務局長、濱口です。よろしくお願います。

それでは、私のほうから12月議会の日程等についてご説明をいたします。

12月議会に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、一般会計及び特別会計合わせました補正予算議案が7件と一般議案として条例の一部改正議案が1件、その他の議案2件と報告議案1件の合計11件でございます。また、追加議案といたしまして、補正予算議案1件と条例の一部改正議案1件の追加上程を予定しております。

一般質問につきましては、3名の議員から7件の通告がありました。

次に、その議案の取り扱いにつきまして、会議日程についてであります。お手元の会議日程をごらんください。取り扱いにつきましては、12月1日に会議を再開いたしまして、諸報告、会議録署名議員の指名後、各議案について上程をしまして、提案者の趣旨説明を行います。

定例日の一般質問は12月7日、8日、11日の3日間ですが、通告者のほうが3名でしたので、12月7日の1日で終了する予定でございます。

続いて、12月12日に議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託をいたします。各常任委員会の日程につきましては、12月13日に総務民生常任委員会、12月14日に文教産業常任委員会、15日に予算決算常任委員会を開催し、各議案審査のほうを行う予定となっております。その後、12月21日に会議を

再開いたしまして、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決等を行いまして、散会する日程とさせていただきます。

以上、ご審査のほどよろしくお願いたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お聞きします。

1点目は補正予算に対する説明文書で、執行部から予定されているのは、どういうものが出ますでしょうか。補正予算の審査をするに当たって、執行部から説明資料が出るわね、詳しいやつが。それは、現在予定されているのはどういうものでしょうか。

○寺田総務課長 今のところまだちょっとそこは聞いてはないんです。別々で提出させていただく資料ということでしょうか。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは議長から、これは必要だというのを指示して執行部は提出するのでしょうか。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 今、戸上委員が言われる説明資料の内容につきましては、各課の所管の部分で必要であるというふうに判断したときは、所管から総務課を通じて上がってくることになっていますので、ちょっとまだその辺はどういうふうな資料が用意されているか、ちょっとまだ今つかんでいない状況でございます。

(「この場合はね、委員会質問でも出てきたら、それは用意せないかんというのも出てきます」の声あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この補正予算でも、この急傾斜地でも、それから定期船の繰出金が膨大になっているもので、具体的にどういうことなんだということ、当然、議論になると思うんです。それを説明する資料というのは、恐らく5日か1週間ぐらい前に各議員に送られて吟味できる素地をつくっておくというのは当然だと思うんですけれども、これとこれは用意しておりますというのがあればよかったです、まだ皆目わからんということやな、どれが出るかというのは。

○世古安秀委員長 総務課としてはつかんでいないけれども、各担当課がどういう説明をする、内容によって、また議会のほうへ、事務局のほうへ来るということです。

○戸上 健委員 わかりました。15日やでね。

もう一点のほうやけれども、この専決処分の報告ですけれども、これ、毎回、議会に対しては本会議で市長から報告があって、以後、厳正に対処しますということで終わっていると思うんです。議会としてそれを議論する場というのがありませんわね。これはどこで議論するんかいな。これ、一般質問にしてもちょっと大げさだと。予算決算常任委員会にしても計上されていない中身だから、これは議論できませんわね。例えば、今回であれば、職員の総務にかかわることだから、総務委員会のその他の件でこれをやるんかいな。議会としての議論は、どこでできるのでしょうか。

○世古安秀委員長 そこしかないですかね。

戸上委員。

○戸上 健委員 といいますのは、あっそうか、そうかと、これはもう報告だなということで黙認——黙認という語弊があるけれども、了承できる中身と、今回のように、職員の交通事故ですわね、これはもう多発していると思うんです。前回もあったというように思うんです。そうすると、これはどこに一体原因があるのかと、気が緩んでいるのか、それとも職員が過密労働でやっているのか。そこは議会としても、僕は問題にすべきところやないかと思うんです。単に本会議で市長からかくかくしかじかでしたと、これ、議案書に出ているものを読み上げるだけやわな、市長は。で、以後気をつけますということだけやわね。果たしてそれでいいのかというのが僕の問題意識なんです。議運に対する提案なんです。

○世古安秀委員長 議長。

○浜口一利議長 ただいまの専決処分については、市民課からきっちり議長には、ちゃんとした説明はあったわけなんですけれども、常々専決処分をするについても、報告は毎回上がっています。議長にはということなんですけれども。当然、言われるように、委員会ということは詳しくはないと思うんです。

○世古安秀委員長 戸上委員は総務の委員会ということで、この報告の内容というよりも、そういう再発防止に対しての、今後の対策をきちんとやっぴり市としても考えていかないかんといいところやと思うんですけれども、その辺の議論はもしやるんやったら、総務のその他の件で出してもらって、いろいろと、今回の件だけやなしにね、これまでも何回かあります、その辺の対策を市の対策をやっぴり考えるというふうなところでしてもらおうということぐらいですわね。

○戸上 健委員 わかりました。議長のもとへ報告があつて、詳しく聞かれて、議長が了承されておれば、僕はそれでオーケーです。以上です。

○世古安秀委員長 議長。

○浜口一利議長 戸上委員の言われるように、専決処分をどうのこうのということではなくして、今、委員長の言われるように、こんなことがたびたび起こるといふようなことで、注意喚起という形の中でいろいろ、そんな話で総務委員会でやるほうがいいのかどうかというのは、そのあたりでいったほうがいいと思いますけれども。

(何か発言する者あり)

(「いえいえ、罰則はないと思います」の声あり)

○世古安秀委員長 また、今後、議長から執行部側のほうへ、こういう事例がこれまでもちょっと出てきておりますので、それに対しての対策を十分とってもらふようなことも、また今後話し合う機会がありましたら、また議長から執行部のほうへ届けるということでもよろしいですか。まだ、それで物足りんのやったら、また総務の中で取り上げるかということになるんですけれども。

議長。

○浜口一利議長 今回の件については、詳しく内容は聞きましたけれども、どちらかというところという部分は、詳しくは言いませんけれども、職員には何というんですか、偶然ではないけれども、注意はしておったけれども、避けられない部分というのがあったようなことを、詳しく説明をしてもらいました。



(「追い越しやな」の声あり)

○世古安秀委員長 戸上委員、それでよろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○世古安秀委員長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、追加議案の取り扱いについて説明をいたします。

12月21日の本会議に追加上程されます議案は、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、議案第32号、一般会計補正予算と、議案第33号、鳥羽市職員給与条例等の一部改正についての国の人事院勧告の実施に伴う議案2件でございます。

その取り扱いについてですが、まず、追加上程を予定しております2議案について、提案者の趣旨説明を行います。その後、議案精読のため一旦暫時休憩を挟みまして、質疑を行う予定であります。

なお、質疑の通告につきましては、議会の運営の基準により質疑日の前日の正午までに通告を行うことになっておりますので、質疑の通告は12月20日水曜日の正午までに行っていただくことになります。

質疑終了後は、まず条例議案についての、所管の総務民生常任委員会へ付託をし、審議を行った後、予算決算常任委員会を開催しまして、補正予算議案について審議する予定となっております。

それが終了いたしましたら、再び議場に戻っていただき、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、散会する日程となっております。

以上、よろしく審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについてご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまです。

(午前10時29分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年11月28日

議会運営委員長 世古安秀